

鑑識資料作成処理簿の運用について

平成26年12月19日
例規（鑑）第61号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、下記のとおり、平成27年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、鑑識資料作成処理簿の備付について（平成14年例規（鑑）第17号）は、廃止する。

記

1 趣旨

指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）第10条及び被疑者写真の管理及び運用に関する細則（平成2年警察庁訓令第6号）第4条の規定により、千葉県警察における鑑識資料の処理経過を明らかにするため、必要な様式を定めるものである。

2 定義

この例規通達において、鑑識資料とは、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）に定める指掌紋記録等及び処分結果記録並びに被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第9号）に定める被疑者写真及び被疑者写真記録をいう。

3 処理経過等の記載

県本部捜査担当課長及び署長（以下「署長等」という。）は、千葉県警察の指掌紋取扱い要領の制定について（平成24年例規（鑑）第52号）及び千葉県警察の被疑者写真取扱要領の制定について（平成25年例規（鑑）第61号）に基づき鑑識資料を作成する場合は、鑑識資料作成処理簿（別記様式）を作成し、処理経過について記載するものとする。

以下様式省略